

光が丘第八保育園民間委託化対策協議会（第15回）要点記録

平成17年7月23日（土）

於：光が丘体育館

文体はすべて「である」体、または体言止めに統一する。

区管理職以外は、保護者・区議会議員も含め、個人名を表示しない。

文中、「保護者側出席者」は「保護者」、「保護者側司会」は「司会」、「光が丘第八保育園」は「光八」と表記する。

司会　これから第15回協議会を開催する。

（協議委員の紹介）

司会　本部長、もう少し細かい自己紹介をお願いしたい。どういう立場で参加されるのか、今回新たに参加した意図、流れを教えてください。

（今後の要点記録において、高橋健康福祉事業本部長を「本部長」と表記する。）

本部長　19日の説明会に初めて出て、若干話した。この4月に練馬区の組織改正を行い、ラインの部を大きく3つに区切った。その中の1つに健康福祉事業本部がある。所管する部は、河口部長が担当している児童青少年部、それと保健福祉部、練馬区保健所、この3つである。事業本部制を敷いた目的は、迅速な意思決定を行うこと、責任・権限を下位に委譲して住民対応をより迅速に行うということ、区民サービスの向上につなげるという区長の強い意思のもとである。ほかに、区民生活事業本部、環境まちづくり事業本部がある。

私がこの協議会に参加したのは、これまではずっと河口部長、西村課長から報告を受けてきたが、区側が当初、本年の4月に実施したいということで、昨年8月に提案した。諸般の事情で本年9月ということで、区議会第一回定例会で区長が所信表明をした。7月の準備委託、選定委員会が大詰めということ踏まえて、選定委員会の結果が出た段階で、区としても、不退転の決意ということで、私が直接この場に出席ということになった。第15回目で初めてだが、3日前の説明会でも若干話したが、区側としては、この問題については9月には何としても実現したいという思いであるので、どうぞよろしくをお願いしたい。

司会　具体的な問題として、協議会では要点記録、検討事項記録を作成し、双方合意したものを公表しているが、これからは区側の調印者は本部長でよいか。

本部長　結構である。

司会　確認したいが、そういう立場で来たということであれば、この対策協議会の要綱、対策協議会運営規定などは熟知しているという考えでよいか。

本部長　基本的に理解している、と申し上げる。

司会　「ご存じ」ということでよいか。

本部長　基本的に理解している、と答える。

司会　というのは、「ご存じ」ということとは違うわけか。

本部長　基本的に理解している、と答える。規定について、第何条どうのこうのと覚えているわけではない、そういうことである。

司会 わかった。ほかに何か、保護者側から本部長に質問があればどうぞ。

保護者 合意文書を取り交わすサインの話で、今まで部長ともいろいろやりとりをして、区側代表ということで、区長のサインのかわり、要は区が承認したというサインである、という扱いだっただが、そこら辺に変化はないかどうか確認したい。

本部長 部長がこれまで対応してきた。きょうは私が部長の上位の立場で出ているので、私に対応することになる。区長にかわってという話だが、その受け止め方で結構だ。

保護者 きょうはということだが、毎回来るわけではないのか。

本部長 毎回来るつもりである。

司会 よいか。では、協議委員の紹介を終わらせる。

本日は第8回、第9回分の要点記録および検討事項記録の承認準備ができたということで、双方のサインをお願いしたい。

(サイン交換)

司会 では、再開する。

きょう、区側からの資料として、光八運營業務委託事業者選定委員会の報告がきているので、これについて話したいが、その前に、保護者側から、おとといの説明会についての質問等があるので、そちらから進めさせてほしい。

保護者 あのような非常識な時間に説明会を開催したことにおいて、子どもたちの帰宅時間が遅れて、睡眠時間が削られるといった、実際に子どもたちへの影響が出てしまったことに関して、責任者から、子どもたちに対しての謝罪の言葉をいただきたい。

課長 19日、説明会をしたが、急な通知ということもあった。それから、説明会の時間としては7時から8時半という形で設定した。多少、やりとりの中で時間が延長された。その運営について、また設定について、預かっている園児の皆さんに迷惑をかけたという話であった。その点についてはおわびを申し上げる。

保護者 責任者に謝罪の言葉をいただきたい。

本部長 ただいま課長が申したとおりであるが、私からということなので、改めて申す。

19日に説明会を設定した経過については、この間の説明会で申した。協議会ということで、16、17、18日、私どもでお願いしたが、日程の都合で難しいということで、やむを得ず説明会を開催した。説明会の通知について、それぞれのお宅へ区職員が伺って、突然ということでおわびしながら話したつもりであるが、きょうのあしたという形で対応したことについては、まことに申しわけない。区側としては、万やむを得ず、一刻も早く対応したいということで開催した。園児に大変な迷惑をかけたことについては、衷心よりおわび申し上げる。

保護者 本部長から、15日に協議会の申し入れ、16、17、18日という話だったが、協議会の運営規定では、協議会をする場合には1週間前までに全保護者に開催通知をしなければいけないが、そこら辺に違反していることについてはどうお考えか。

本部長 その前に9日の日にぜひお願いしたい、と話した経過がある。これについては1週間前だろう、という話が当然返ってくると思う。基本的には、協議会についてはそういう対応ということで理解しているが、私どもとしては、この間の説明会でも言ったように、議会の定例会が開催中であるので、6月中に選定委員会が終わることについて、皆様が出した議会への陳情を所管する議会の委員会としてはどう

なっているのか、強く求められている状況がある。ただ、協議会に一番初めに話すべきという考え方から、8日に議会の所管委員会があったが、この日は話さず、9日に協議会を予定しているので、議会への報告は、11日の定例会中の最後の委員会であるので、こちらに話すということで約束し、8日は了承してもらった。ただ9日はどうしても開くことができないという話だったので、私どもの判断、責任で11日の議会に話した。その際、9日に協議会を開くことができないことについて、11日の委員会において区側の今後の考え方を話したいことを答えた。

したがって、9日にできなかったということで、その次の週の16、17、18日、3連休で大変恐縮であったが、何としてもここで協議会を開いてもらい、議会に話した内容は、区側の基本的な考え方であるので、具体的な話をしたいということで区から話をした。しかしながら、それが受けられないということであったので、19日の説明会を私どもの責任で実施したいということである。協議会のルールについては、これまで十数回開催していて、一定のルール、開催の手続等についてもあることは十分承知しているが、そういう事情が私どもにあったことは十分説明したい。

保護者 説明になっていない。今の話では、11日の発表があった時点で協議会を申し入れることが十分できたはずである。それなら、例えば19日にどうしても夜でもやむを得ないから、開催できないかという対応もできたはずである。説明会をするという必要もなかった。それをなぜ15日になって、16、17、18日の3連休にするのか。そこでやること自体が非常識ではないか。

本部長 直前になっての対応は非常識だ、という批判については甘んじて受ける。区としては、先ほどの話の繰り返しになるが、まず皆様に区側の、選定委員会で意見が分かれて選定し得ずという状況を踏まえてどう対応するかをまず話したいので、何とか3日間の間で開くことができないかという対応になった。

保護者 そういうことではない。11日になぜ協議会の要請をしなかったか、それを言っている。15日に要請して、16、17、18日はおかしいと言っているのではない。その前にできる機会が幾らでもあったのに、なぜやらなかったのか。それともう一つ、なぜ19日にしなければいけない理由があるのか。

本部長 1点目、11日の段階で、16、17、18の協議会の申し入れをすべきでないか、という考え方も確かにあったかもしれない。ただ、11日の夜、皆様が推薦された有識者3名が記者会見を開くという対応が突然入ってきた。区としては、11日の記者会見はおかしいということで遺憾の意を示し、お三方に対して申し入れたが、記者会見はされた。かなり大規模な記者会見だったという状況を知った段階で、私どもとしては放置し得ない、当然区の考え方を同じような形で申す必要があるということで、記者会見の対応をしたという状況である。そういった状況もあって、15日になり、遅れたということである。

2点目、選定委員会がこのような結果になったことを踏まえて、区側の説明会をしなければいけないという考え方が1つ。区長が議会に約束している9月の実施というのは本格実施であって、7月準備委託であったが、9月の実施に向けて待たなしで対応することが区の責任である。選定委員会として、結果として意見が割れて選定し得ずということ踏まえて、保育行政の責任は区であるので、区の立場と

して当然、会をする必要があるということで対応した。19日の説明会で、急遽その説明会の日に配った資料にもあるように、私どもとしては内部的な対応を19日の週からスタートすることで対応したというものである。

保護者 2点ある。1点目。記者会見は、保護者は全く知らない。それはあくまで区と選定委員会との間の問題であって、私たちは全く相知らぬことである。だから、それを一々この場で言い訳がましく言うのはやめていただきたい。

2点目。私たちは6月25日の区との合意事項にのっとって、あくまでその観点から判断をしているだけである。だから、9日を中止にしたのは、もとを正せば総括が出ていない。その事実があるから我々は受けなかった。合意事項では、まずは適切な事業者が選定できなかった理由と経緯を明らかにして、区はそれを公表する。その対応策を提案する。そういう流れである。だから、9日の段階で公式に出ないということであれば、我々は受けるつもりはない。そういう理論である。

本部長 1点目。記者会見の話は、選定委員会の3人の有識者と区側の問題で、保護者、協議会としては関係ないと言うが、有識者3名を推薦されたのは皆さんである。

保護者 それを承認したのは区長である。

本部長 私どもは皆様との協議会の中で、信頼関係に基づいて皆様から公平な立場で判断する委員、3名をとということで、5人のうち3名という、極めて異例ではあるが、受け入れた。その委員が突然記者会見を開く。私どもには一切の話はない。

保護者 保護者側にも話はなかった。

本部長 皆様が信頼して推薦した委員がそういうことをしたということを申し上げている。

保護者 信頼して、区として承認したわけだ。

本部長 承認した。

司会 流れを確認したいが、有識者を保護者側だけで推薦するように指定したのは区側である。保護者としては、区側の有識者も含め、保護者の推薦する有識者も入れてほしいという話だった。だから、保護者側推薦の有識者みたいな形にしようとしたが、もうそうではない。有識者は有識者だと言い張ったのは区だった。それをこの期に及んで保護者側の推薦であるという。しかも、協議会に一切の連絡をとっていない状態で、保護者側もびっくりするような形での記者会見であったわけだ。区側が、その記者会見に怒られるのは当然かもしれない。区側は、そのときに、対策委員に確認をとったのか。そういう作業をとった上で保護者側が推薦したという言葉強調するのであればまだしも、その確認もとらずに、そこに属性を持たせて話すのはまずいのではないか。

本部長 皆様が推薦したお三方を有識者委員として、区として、皆様との信頼関係に基づいて区長から委嘱をしたのは事実である。それを私は申し上げているだけである。今、司会から、何でその段階で皆様に私どもから確認をとらなかったのかということである。私どもが知ったのは、まさに直前である。確認するより、まず何でそういうことをするのかということで、3人に、選定委員会の合意事項違反ではないか、信義則違反ではないか、大変遺憾だということで、抗議という対応をしたというのが、全般である。

司会 違う。事前に押さえると言っているのではなくて、記者会見に憤ったわけだ。遣

憾に思ったわけだ。もし保護者との関連性で考えているのだとしたら、どうして事後的な処理をしなかったのかということである。

本部長 知り得た状況では、記者会見の場にたくさんの保護者がいたと聞いている。光八の選定委員会の有識者が記者会見をされるということであれば、光八の保護者が多数そこに参加されていたと私どもが思うのは当然の話である。

保護者 待ってほしい。その辺、調査として確認したのか。

本部長 確認はしていない。確かに推測である。私どもとしては、大変遺憾であるということで抗議をした。その後の対応としては、当然、区側の立場を明らかにするということが第一である、ということで申し上げた。司会は、何で光八に確認しないのかということである。確かに確認はしていない。ただ、推測ではあるが、何か部屋の中で入り切れないほど、立ち見の方もいたような、そういう話も聞いたので、光八の委託の問題に関心があったということ、当該、光八の保護者だと思うのは当たり前ではないか。

保護者 当たり前ではない。

保護者 事実をもとに話をしたい。事実をもとにしないと。憶測で物を言わせてもらおうと、記者会見に区側もいたのではないか。

保護者 憶測で話をすると、真理が見えない。

保護者 事実ベースでやりたい。

保護者 有識者と区が不信感を持つような関係になったことが問題である。保護者は何も関係ない。そのような態度をとっているから有識者との間にすれ違いができたのではないか。

本部長 まず、区側が記者会見に参画したのではないかということだが、記者会見をするということで抗議した。その当日の実施なので、区の広報担当職員を現場に派遣して、会見の様子を取材したい旨の断りをしたという事実はある。そこから報告を受けている。もちろん私どもの部局の者ではないので、話はどうしても概略の報告になってしまうということは事実である。

もう1点目、私ども、3人に対しては、行政の言葉で言うと大変遺憾という言葉を使うが、遺憾を通り越して、非常に憤っている状況である。したがって、次の日、記者会見をセットして、しかるべき対応をした。言葉としては十分選んだつもりである。皆様、この方だったら公平な立場で対応してくれるだろうということで推薦された方が、結果としてあのような記者会見をした。説明会でも言ったが、当初の会長が突然おやめになるということで、これは一体何だろうということがあったが、結果として、記者会見をあのような形でされた、それから、選定のプロセス等の議論を加えまして、大変憤りを感じているところである。

皆様とはこれまでの間、信頼関係をつくってきているわけだから、結果として保護者と区との間に不信感を助長するということが、皆さんではなくて、お三方に対して問題だということ記者会見では申し上げた。

保護者 保護者が推薦したと言うのをやめてほしい。事実は事実だが、そういう言い方はレトリックだ。保護者は推薦したが、区側は推薦しなかった。有識者が入るのも極めて異例だと言ったが、そういう考え方自体が極めて異例である。今の民間委託の

選定に関して、有識者が入ることが極めて異例だと考えているのか。

本部長 有識者が入るのは異例だとは言っていない。5人の委員で3名が皆様の推薦ということ、区側としては皆様との信頼関係を踏まえて受け入れたということは極めて異例だと申し上げた。

保護者 そうではない。私が知る限りでは、人数配置に関して、区側が1人、有識者、経営を見る者が入るとするのが普通である。保護者が推薦したと言っているが、区側が推薦しなかった。違うか。そもそも、保護者の推薦した有識者が記者会見を行ったという言い方は、明らかにその背後に保護者を責める言い方になっている。有識者が記者会見を行った、極めて遺憾である、というだけでいいではないか。

本部長 私は事実を申し上げているだけである。

保護者 事実を言うのであれば、我々が推薦して、区も認めたと言うべきだろう。違うか。

本部長 区は皆様の信頼関係を踏まえて……。

保護者 信頼関係はあなたが壊そうとしている。聞くに耐えない発言を余り聞きたいとも思わない。何度も同じことを繰り返さないでほしい。時間は貴重である。1回目だからわからないかもしれないが、2時間なんてあっという間に終わる。そういうこと言っていないで、きちんと批判を認めてほしい。そうでないと、この先、話し合いはできない。信頼関係と言うが、今までそれなりに一応築いてきた信頼関係をあなたが壊そうとしている。

本部長 私はそのつもりはない。ここに来ているのは、区側の大事な考え方を協議会で話すという場であるので、きょう初めてここに来た。こんな話をしていると時間はあっという間だと言う。確かにあっという間であるが、私もこんな話をしたくない。

保護者 こんな話というのは、あなたのつまらない言いわけを言っているのだから、今言っていることは、根本にかかわることだ。

本部長 根本にかかわることで、私は事実を言っている。

保護者 繰り返さないでほしい。

司会 1つだけ確認をとりたい。7月11日の記者会見については、光八の保護者は関連していないということはよいか。

本部長 それはわからない。

司会 関連していることを証明できないのであれば、関連していないということだろう。

本部長 関連していることが証明できないから、関連していないという論理は余りにも飛躍ではないか。

司会 もう少し具体的な確認とか、そういう作業が行われているならともかく、そういう作業なしに、推測だけでそこにこだわるのであれば、それは大きな問題である。ぬれぎぬなわけだから。

本部長 きょうは時間が2時間ということなので、中身に入らせてほしい。保護者が推薦して区側がそれを受け入れた有識者という話は確かにそのとおりである。それは別に構わない。ただ、新聞の見出し等見ても、保護者推薦と書いている。

保護者 もっと簡単に話したい。私の話の趣旨は、合意項目遵守違反を言っている。協議会の開催の日時は1週間前に保護者へ通知する。それが、区側で、記者会見やら何やら対応がいろいろあったのでこうなってしまった。そちらの都合である。そちら

の都合であったら、合意事項を遵守しなくていいと書いてあるか。

本部長 書いてないが、協議会であるから、私どもと皆様の話をするということなので、当然これまで、開催の手続きについて、定めたルールにのって、してきたということである。ただ、繰り返しになるが、議会等の対応があるので、どうしても区としては急いで行いたい。例外ができないことは、それこそ書いていないから。

保護者 例外はできないと書いてあるだろう。どこに書いてあるのか。

本部長 例外ができないとは書いていないだろう、と言った。つまり、緊急の場合は当然あるではないか、ということを行っている。

保護者 緊急だから合意事項を破ってもいいという話か。

本部長 協議会は、保護者としては受けられぬという話なので、説明会に切りかえたということだ。区の責任として説明会をしたということである。

保護者 信頼関係に基づくというのだったら、15日に申し込むときに、こういう規定があるが、これこれこういう事情で、やむを得ずこうやらせてほしいと臨むのが普通だ。15日の送り状を見ると、15日の夕方に出して、きょう中に回答求む、という文書であろう。お願いするというスタンスに見えるか。こちらには15日の何時に来たか。文書といっても、紙ではない。電子メールである。しかも、改竄でできるようなドキュメントファイルのだれでもうつ。あんなもの、やめてほしい。こっちが恥ずかしい。15日の何時に来たのか。

課長 15日、夕方近い時間だと思う。

保護者 3時、4時、5時、その辺だ。それできょう中に、16、17、18の協議会ができるかどうか検討して、その回答をせよ。一般常識、社会通念からしてあり得るか。

本部長 確かに、きょうのあした、あさって、しあさってということをお願いしたのは、言われたとおりだ。それも含めて、説明会についての、きょうのあしたの対応も含めて、先ほど子どもたちに対して、私どもとしては衷心より陳謝した。ただ、わかってほしいのは、区としては、協議会のこれまでのルールに基づいて、皆さんにまず初めに話す必要性があるということをお願いしたということである。

保護者 だから、それをわからせてほしいと言っている。文書はどこにも書いていない。忙しいからやりたいとか、15日付で、16、17、18の要請をした、後ろにあるものを教えてくれれば、こちらも信頼を持ってやっている。それを言わないで、15日にする。何にもない。それは、わけわからない。何で忙しいのか。それぐらいは教えてほしい、この場でいきなり言わないで、そのときに言うのが普通だろう。普通の社会人のすることだ。合意事項を少し破ることになるが、こういう事情があるのでどうかという言い方が普通だ。そこは、どう思うか。

本部長 指摘は受けとめる。

保護者 これからそういうことはなしにしてほしい。

司会 説明会については以上で結構か。では、区側から出ている資料について協議したい。光八運営業務委託事業者選定委員会報告について、区側から説明願う。

課長 本日提出した選定委員会報告、いわゆる総括表である。こちらは、今回、協議会的前提の中で、総括表、いろいろ論議があったところであるが、選定委員の皆さんがお忙しいので、なかなか確認できなかったが、選定委員のお三方と、総括表の表

現をめぐってやりとりを6月27日からやっていた。その結果、7月19日、最終的に確認をして、7月20日付で区長あてに、選定委員会会長名で、いわゆる総括表、選定委員会報告ということで受理をした。

その内容は、記書き以下の部分であるが、最後まで読み上げて説明にかえる。

練馬区立光が丘第八保育園運営業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は応募があった5事業者（うち1事業者が辞退）について、提案書等による審査、現地調査（既存施設における運営状況）による審査および園長候補者ヒアリング等による審査を行い、合議のもとに事業者を決定するよう論議を重ねてきた。

特に、審査は、光が丘第八保育園保護者と協議して練馬区が策定した募集要領および審査基準に基づくものであると同時に、光が丘第八保育園在園児童の最善の利益、保護者および区民の利益を、それぞれの選定委員が熟慮して行った。

審査する過程で、応募事業者それぞれについて、委託運営への意欲や熱意が感じられる一方、職員配置計画の条件を満たしていない、また、障害児保育の経験が不足している、運営管理が甘く大規模保育園の運営経験が不足している、給食の衛生管理面に問題がある、現地調査の保育内容と保育者の子どもへの対応に疑問があるなど、現在の光が丘第八保育園と比較しての問題点が選定委員の中から出された。

選定の最終段階において1事業者の受託適格をめぐって、選定委員の間で意見が分かれ、議論を尽くしても委託を可とする意見は多数を占めるに至らなかった。したがって、選定委員会の結論として、いずれの事業者についても委託事業者として選定するに至らなかったものである。以上

これが、それぞれの選定委員の調整結果の総括表報告ということで、上がってきたということである。選定委員会の報告は以上である。

司会 区の総括表についての受け方は、これでよいということか。

本部長 これで結構だ。

司会 では、保護者から質問願う。

保護者 1点、この件について協議しているときだと思うが、総括文とは別に有識者の意見を添付すると部長が言っていた。無いようだが、どういう経緯か。

本部長 確かに選定委員会の中でそういうことが委員の間で話されていたことは、私も報告は受けている。つまりワンセットだ。総括文と各委員のコメント。コメントを出したい方は、出す。ところが、記者会見で各委員の個別のコメントを公表する事態になった。区としては、総括文もまだまとまっていないのにそういう対応を各委員がしたことについて、まさに信義則違反である。したがって、各委員のコメントについては、もはや総括文につける必要性はないと考えている。したがって、この形でまとまっているので、総括文のみということで、区長に出した。お三方にも話している。

保護者 これは誰に出すものか。保護者に見せたいからこれをつくったのだろう。

本部長 選定委員会に選定をお願いしたので、その結果については、諮問をした区長に出すのが手続きである。当然のことながら、協議会をしているので、本日、協議会に一括して出した。協議会に出したということは、保護者に対してこういうことにな

ったということをお知らせするということだと理解している。

保護者 要は選定委員と仲違いしているので出せないという話だ。

本部長 仲違いしているということではなくて、信義則違反である。こういうことをする方は区としては当然信頼を置くことができないということでお断りをして、総括文のみの対応ということで話してある。

保護者 細かい点に入りたくはないが、選定委員会は6月26日までであった。その経過についても信用できないという判断か。

本部長 そのようなことは言っていない。

保護者 記者会見したのは3名だ。選定委員会としては5名だと思うが、残り2名のコメントはないのか。

本部長 コメントの対応については、コメントを出したい方は出すということだ。3人は出てきたが、もはやコメントを出す意味がないということで断った。

保護者 残り2名はコメントが特になかったという理解でよいか。

本部長 コメントの有無ではなくて、コメントを出す必要性はもうなくなった、そういう状況だと私どもは考えて、3人にも断った。

保護者 3人には断ったわけだが、残り2名の話は出てきていないので伺いたい。

本部長 選定委員だった部長がいるので、部長から答えさせる。

部長 総括文に付ける補足意見は、まさに補足だから、総括文に盛り込まれない内容について意見を述べるという位置づけだ。基本的に総括文で事が足りていると思う。もちろん、お三方から出てきた意見がある以上、私どもの主張も当然しなければならないと考えている。したがって、用意はしていた。しかしながら、本部長が言ったとおり、お三方の意見については、区として、受けるわけにはいかないと返したわけだから、私たちだけの補足意見を出さないということである。

保護者 3名の委員については、記者会見で公になっている。そうならば、区側の意見も、審議を止めて、非公式という形でも、ぜひ保護者には見せてもらいたい。

本部長 総括文で区としては対応したい。こう判断している。

司会 ほかにあるか。

保護者 まだよく理由がわからないので教えてほしいが、私たちは単に選定の経緯を知りたいと言っているだけである。選定委員と区の間に信頼関係が築けていない。保護者としては、それは別に置いて、選定委員がどのような選定をしたのかを、とにかく知りたい。信頼関係が崩れたから出さないという形ではなくて、ぜひ出してほしい。選定過程がどうだったか、公開してほしい。

保護者 もちろん守秘義務については了解している。

本部長 非公開で行った。あくまで最終的には「総括文と補足意見としてのコメント」という合意だ。コメントが先に出る事態となった以上、区としては補足意見をセットで出すという必要性は、もはや信頼関係からはあり得ないので、もらったものはそっくり返してある。

保護者 選定委員会の最中が非公開ということは、前からそう言われていた。保護者も了解しているが、終了後に、選定委員会の経緯について、守秘義務を守った形で知るとするのは何かいけないことでもあるか。わからないから聞きたい。

本部長 選定プロセスの中で、5人の委員の合意事項が一方的に破られたという認識だ。したがって、結果については、「意見が分かれて、選定に至らず」という総括文になっていて、これが表に出るということである。

保護者 私たちは保護者の視点で、情報として何を受け取ったのか、もう一回振り返ったが、臨時父母会で、約30数名の保護者が集まって、課長から「選定委員会で選定に至らず」という説明が1回、15分間あった。その次に、この前の説明会、2時間弱だが、参加者は35か36名だった。保護者に情報がない。それを知りたいというだけの話である。それを知らなければ、総括文から対応策へのつながりがわからない。総括文を出す意味は、これを見て何がまずかったのか、どうしてこういう事態になったのか、何でこうなったのか、まずかったところを直して対応しないといけない。それに使うというのを協議会でも、すり合わせをして、合意はしている。そのための総括文だから、その中身について、私たちも知っておかなければ、先の議論がお互いうまくいかない。区に不都合なこともあるかもしれない。わかる範囲で、守秘義務に抵触しない範囲で情報がほしい、と言っているだけだ。いかがか。

本部長 選定し得ずという結果の総括文がすべてだろうと思っている。私どもはこれを受けて、選定委員会で選定し得ず、となった以上、保育行政に責任を持つ区の責任で選定する、ということを説明会において話した。

保護者 6月25日の合意事項をよく読んでもらうとわかるが、事業者が選定できなかった場合、まず、原因を明らかにして、その原因となるものを解決していく、ということだ。それを言っているだけだ。選定に至らなかった原因は、何か。

本部長 選定に至らなかった原因が大事だが、私どもは選定してほしいとお願いした。皆様も委託に理解してもらい、できるだけいい事業者に委託ということで、区としては有識者3名を受け入れた。区は推薦しなかったが、皆様の推薦を受けて対応した。ところが、結果として、少なくともそこから選ぶものと思っていたが、意見が分かれてだめだということだ。したがって、どうして選定してもらえないのか、非常に大きな疑問であった。たしかに、障害児保育に経験がないとか、大規模保育園の運営経験がないとか、あるいは、給食調理や保育の現場においていろいろ問題があるとか、いろいろ書いてある。

しかし、区としては、少なくとも応募事業者は他の自治体において、実績ある事業者であるし、当然そこでできるものと思っていた。皆さんも恐らくそう思っていたと思う。しかし、だめだということだ。それで記者会見をした。区としても当然、そのまま放置できないということで、区の立場を明確にした。

マスコミにも出た。週刊誌、新聞、いろいろ出た。その中で、ある特定政党の機関紙が写真入りで報道した。あれを見て愕然とした。どこのマスコミも、お三方の記者会見の状況を写真入りで報道することはしていない。私どもとしては、何で特定の政党機関紙がこのような記者会見を写真入りで載せるのか。それで、区として改めていろいろと調査した。ある特定政党の、国政選挙の候補者がいた。その特定政党は、保育園の委託絶対反対だ。保育は直営でやるべきだ、という主張だ。区議会の会派にもあるので、公正な第三者の立場ということで推薦を受けたが、そのような事実がわかると、区が選定委員として受けたという不明の部分も含めて、大変

なことと受け止めている。したがって、各委員のコメントも含めて、私どものお願
いした思いを正確に受けとめてもらえない選定結果になったのかと思っている。

保護者 想像である。憶測、推測、想像。先ほど、6月26日までの協議の内容についてだ
け、情報がほしいという話をした。その後の記者会見で区と有識者のごたごたがあ
ったのはよく知らないが、その選定委員会の中の、6月26日までについては区側と
しては否定するものではない、という本部長の発言があった。であるならば、情報
がほしいという話だ。その後の経緯があるから、前の委員会の内容は非公開、教え
られないと聞こえたが、それは違うと思わないか。

本部長 選定委員会のプロセスについては非公開である。結果については、総括文と各委
員のコメントで対応すると私は理解している。コメントについては、信義則違反と
いう重大な規則違反だと考えている。先ほど私が話したのは憶測ではない。それは
事実として話した。ということで、本日出ている総括文で私どもは区長に報告し、
これが表にでる。それと、お三方のコメントについては、大々的に記者会見等をし
ているから、そちらから、必要であれば入手されたいかがか。

保護者 区が開いた選定委員会だ。情報を伝える義務があるだろう。6月26日までのとこ
ろについてはないのか。その後どうなったか、保護者に教えないというのは筋違い
だ。おかしいか。

本部長 何度も同じ答えになるが、結果としてこうなったということで、総括文をお三方
とまとめて、本日、協議会に出したということだ。

保護者 選定委員会の要綱を見ると、第6条「会議の資料は、情報公開条例の対象文書に
なる」となっている。今の本部長の話だと、会議の資料は一切なく、総括文しか
ないということか。

部長 まず、情報公開の扱いについては、情報公開条例にのっとして公開、あるいは非
公開にしていくという形になる。したがって、情報公開請求してもらおう。それに対
して、条例にのっとして処理をされるという記載である。今のやりとりの中で、6
月26日までの経過について、選定委員会として、また区としてどう皆様に伝えるか
については、まず、選定委員会の内部で公表についてはこういう形という合意がさ
れていたから、そういう形で合意した内容で皆様に今回示し、コメントについては
今まで話したとおり、区としての判断の中で処理をしたということである。

したがって、今後、この選定委員会の中身の問題で、例えば事業者が出した提案
書、資料、そういうものが情報公開請求にどう対応するかというのは、一面的に言
えないが、公開条例の対象になる。ただ、選定委員会については、「非公開でいく。
終わった後も公開はこういう形」という合意をして、なされたわけだから、区とし
てはそういう形でやっていくということである。

保護者 よくわからない。では、情報公開すれば出てくる文書には一応組織上はなってい
る、それを受けてからもう1回協議をやり直す、ということがかまわないか。情報
がないので、話ができない。

部長 選定委員会の経過は、総括ですべてを表現して出すというのが選定委員会の合意
事項だから、きょう示した総括文がすべてであるし、これ以下でもこれ以上でもな
い。選定に際して、さまざまな資料の提供を事業者から受けて、それに対して個別

審査をしているから、その細かいところは当然情報公開条例の対象になると考える。ただ、選定されなかったという結果があるから、情報開示請求は構わないが、結果については選定されなかったという事実が考慮された形になる、という認識だ。

保護者 きょうサイン交換した4月17日の第9回協議会の要点記録がある。「結果として出てきたものに対するの透明性、公平性をある程度確認できる形で、やはり情報公開されるべきだと思う。事業者が特定されるような情報は出さないにしろ、その選定の結果について、ある程度お願いしたい」という保護者側の質問に対し、部長から「選定事業者が他と比べて、どういう点数で選ばれて、なぜ選ばれたのか。他の事業者は、事業者名を伏せるが、どういう点数だったのか、とかについては当然、終わった後は、議会に報告しなければならないので、当然、皆さんにも報告する」という一文があるが、なぜ総括文だけになるのか。

部長 当然、選定が前提での話だ。したがって、選定されなかった結果を受けて、情報開示請求に対する判断は当然変わってくるだろう。条例にのっとってなされるが、1社が選定されれば、基本的な開示については、特定の事業社名、あるいは特定の選定委員の選定評価等についての判断は出せるだろうが、選定されなかった。全く選定委員会での役割が果たせなかったから、当然それなりの経過公表にとどまるだろう。総括文を見てもらえば、流れと経過と理由がだいたい含まれていると私どもは思っている。こういう形で話し合わせ、こういう形で最終的には選定に至らなかったということまで理解いただきたい。

保護者 当然選ばれるべきと思っていたというのは、これも思惑でよいか。

部長 選定委員会は、応募してきた事業者から選ぶ、これが選定委員会の役割であるから、その役割を考えれば、当然、選ばれるだろうと考えていた。

保護者 総括文は、この文書から、何でこんなことが起きたのかというのをこれから議論するたたき台である。だから、私はこういう議論は余りしたくないし、水かけ論になってしまう。情報開示請求はしていく。この中で、総括文を見ていながら、周辺に隠れている情報が、どうなのか、そこから保護者側も判断しなければいけない。というのが当然あるが、そういうことについては答えてもらえると考えてよいか。もちろん守秘義務にふれない範囲でだ。

部長 選定委員会の中で選定経過については総括文を出すということで公表すると約束しているわけだから、総括文にそれをどうやって盛り込むかで、この間やりとりをしてきて、やっとまとまった。皆さんの質問について、私も選定委員の1人の立場として話せることがあれば話す。総括文で読み取ってもらいたいと、話すかもしれない。内容によると思っている。

保護者 では、この総括文からすべて議論をしていこうという話でよいか。

部長 議論というか、総括文の中に選定に至らずという結果が導かれた理由、選定委員の評価が分かれたという理由が明確に記載されていると考えている。

保護者 わかった。では、質問だが、なぜ選定に至らなかったのか。

本部長 選定委員会は選定するのが役割だ。したがって、当然応募事業者、それなりの事業者であるので、どうして選定されないのか、わからなかった。それで、先ほど話したことになる。それをもう1回繰り返すことはやめるが、極めて意図的にやられ

たと私どもとしては非常に思っている。

保護者 今もよくわからないわけだ。わからないなら、一緒に考えるべきだ。

本部長 選定委員会が役目を結果として果たさなかった以上、保育行政に責任を持つ私どもとして、私どもの責任で対応させてもらうということだ。

保護者 合意事項で、選定に至らなかった場合には、総括をまず出して、それに対応する対応策をベースに提案書があって、スケジュールを含めてみんなで考えるという合意書がある。判断が違ってないか。

本部長 区の考え方をこの場で当然出すが、先般の説明会でも話したように、区としては強い意思を持って対応するということだ。合意事項については、選定されなかった場合の手続きは確かに書いてあるが、協議をするということであって、その後のことは、協議の結果どうのこうのと、合意どうのこうのという言葉で言っているわけではない。区としては、あくまでも選定されるという前提の選定委員会であるので、それは皆様と同じだと思う。だから、全国的に名高い方を含めて推薦されて、区もはそれを受け入れた。短い期間ではあるが、絶対選んでくれるだろうと思っていたが、選んでもらえなかった。その背景は、先ほど少し話した。そういう状況であるからには区側の責任でやらざるを得ない。ということで、前回、説明会でスケジュールを示し、区としては強い意思を持っていると話したところだ。

保護者 背景というのは推測だ。選定の能力に関しては認めると先ほど言っているわけだから、選定されなかったというのは、集まった業者に問題があると考えられないか。名の通った事業者だといいい事業者なのか。

本部長 区は、社会福祉法人にも、企業にも門戸を開いた。公募期間がスケジュール的にきついということはわかる。しかし、それを前提に応募してもらった。6月30日に終わった選定委員会において、前段で公募をして、応募のあった5つの事業者から選んでほしいとお願いした。今の発言は、事業者の問題があるという話であるが、それは意見として受けとめるが、その中に他の自治体で実績もあるし、私どもとしては選んでもらえる、十分やっていける事業者が複数あると今でも思っている。

保護者 十分やっていけるというのは、本部長の意見だ。その前段階として、選定委員会の会長が、なぜやめたのか、知っているか。

本部長 承知している。応募事業者に社会福祉法人がない。公募期間が短いのではないかとことだ。そもそも、そういうタイトなスケジュールはいかなものかという問題提起があった。それに対して区としては、法人にも企業にも同じ条件で対応しているので、応募事業者の中から、6月30日までの厳しいスケジュールの中で選定するのが選定委員会の役割ということを変更して話したところ、それでは会長は引き受けられない、ということでやめたという経過だと理解している。

保護者 区のスケジュールに問題があると思わないのか。

本部長 そのようなスケジュールで対応するということが、協議会に諮り、合意したものである。確かにスケジュールは厳しかったかもしれない。しかし、昨年8月に、本年4月に実施するという提案をして、大変残念だが、実現できなかった。しかしながら、9月に実現するということが、区の意思をはっきり議会等で話して、十分周知の時間はあったものと考えている。したがって、応募事業者はそれなりの準備

をしていた事業者だと理解している。もちろん選定委員会の中で、総括文にあるように、職員配置計画の条件を満たしていない、経験不足等々の批判は確かに各委員からあった。しかしながら、先ほど言ったように、その選定委員会の有識者委員は、私どもの趣旨を十分理解していない、むしろ選定をし得ないという形での対応を結果として意図されたのではないかと感じている。それは先ほど話した理由による。

保護者 公式にもどんどん出るが、大丈夫か。総括文に書いてあるが、今は、業者がいないということだ。光八の保育の質を担保できる業者は、今、いないというわけだ。

本部長 区は、そういう認識ではない。

保護者 選定委員会で総括して、これを出している。

本部長 意見が分かれた結果、いずれの事業者についても委託事業者として選定するのに至らなかったというのが結論である。

保護者 だから、どうしてか聞いている。どうして至らないのか。区側もよくわからないのだろう。それで、決めたのではないか。その経緯はわかる。いろいろあったというのはわかる。分かれたというのはわかるが、それで、最後に合議で1つの答に決める。それで、今ここに業者はいるのか。

本部長 ここで言っているのは、5人が合議で決めるということでスタートして、最終的には、合議だから、ひとつにまとめなければならない。私どもは十分にやれる業者はきていると話した。しかし、お三方は、そうではないという話があって、最終的に意見が分かれて、決めることができなかったということで、選定し得ずだ。

保護者 真の原因から逃げている。真の原因をつかまえないと、真の打開策が出てこない。真の原因をつかまえないで、区の責任だからやると言っではいけない。原因に対する対応策ではない。原因をつぶすための対応策を出さないといけない。

本部長 真の原因とは、では、何だとお考えか。

保護者 わからない。それをこれから議論しようと言っている。

本部長 私どもは保育行政について推進する責任がある。

保護者 それはわかっている。それと合意事項は別である。

本部長 合意事項は、選定するという手続を踏まえた上での考え方だ。選定し得ないということは確かに可能性としてはあるだろうから議論をした。これに対して手続は手続として、今の区としての考え方、何としてもやらなければならないと思っているので、その話をしたいと言っているわけである。

保護者 それは区の都合である。

本部長 都合ではなく、区に責任がある。

保護者 都合以外の何ものか、区の都合以外の何ものでもない。

本部長 協議会ということで、これまでも、今後もそうだろうが、私どもは真摯に対応していくつもりだ。ただし、私どもとしては、保育行政に責任を持つ立場、区議会でも明確に話している立場があり、したがって、当然そのスケジュールに従ってやっていかなければならない責任があると思っている。

保護者 合意事項は破るということだ。「スケジュールも含めた対応策」と書いてある。それを河口部長が、区長にかわって、区が遵守するものとしてサインしたものだ。この合意事項を破るということだ。

本部長 合意事項を破ると、一言も言っていない。

保護者 言っているのと内容が一緒ではないか。

本部長 合意事項を破るということは一言も言っていない。合意事項は、選定し得なかった場合に区側の考え方を示す、協議をするということだ。

保護者 スケジュールを含めてと書いてある。それで9月だ。おかしくないか。

本部長 私どもとしては、先ほど話したように。

保護者 保育行政の責任があるからであろう。

本部長 そうである。

保護者 それは関係ないであろう。保育行政の責任があると、9月にやらなければいけないのか。スケジュールも含めてと書いてある。もちろん保育行政の責任がある区がやってもらわないと困る。しかし、選ぶ過程において、9月にずれ込んでも仕方ないだろうし、そういう考えもある。

本部長 スケジュールを含めて協議をすると書いてあるから協議をするが、区民に区長が明確に約束している。この対応は不退転の考え方である。

保護者 だから破るということだ。

本部長 破るということではなくて、きょうここで協議をしているわけだ。

保護者 いろいろ協議しても、9月にやると区長が所信表明した。破るということだろう。違うか。

本部長 その協議を今している。違うか。

保護者 やっているが、9月は譲らないと言っている。

本部長 区としては不退転である。

保護者 譲るのか、譲らないのか。不退転とか、遺憾だとか、そういう話ではなくて、責任を持って9月に委託したいと言っているのだろう。

本部長 そうだ。

保護者 9月は準備委託ということか。

本部長 そうだ。

保護者 12月委託か。

本部長 そうだ。

保護者 きょうの資料を見ても、いずれの事業者も委託事業者として選定するに至らなかったと示されて、それがどういう経過なのか教えてほしいと私どもが言っている。いろいろ聞いていると、有識者委員が意図的だったとか、選定するという前提を有識者委員が理解していなかったとか、言っている。こちらが聞いていてびっくりしたが、どうして選定できなかったのか、もう少し詳しく教えてほしいという率直な思いがある。それに対して、意図的だという気もすると言っていたが、本部長のその一言だけでは、我々は理解できない。一般常識的に見てそう思う。

本部長 先般の説明会で、保護者のどなたかが「赤点をとった事業者」という話をされた。その表現については心外な表現だと思った。選定基準に従って選定したところ、ここにあるように、ある事業者が大規模保育園の運営経験が不足しているとか、ある事業者は職員配置計画の条件を満たしていない、障害児保育の経験が不足している、給食の衛生管理面に問題がある、という議論があり、いや、そうではないという議

論もあったが、まとまらなかったから選定し得なかったというのが結論である。それ以上でも以下でもない。

選定していただくための選定委員会であるので、応募事業者は、他の自治体等で実績のある事業者が複数入っているから、どうして選ばれなかったのか逆に不思議だというのが正直なところだ。したがって、どうしてこういう結論になるのかと。しかも大々的に記者会見等をされて、写真入りで報道される、これは一体何だということで私もびっくりした。

保護者 少なくとも、我々に言う話ではないと思う。

本部長 少なくとも、皆様に言わなければならない話である。

(地震)

司会 今、保育園の確認をしてもらっているので、それが済んだら再開する。

(中断)

区側委員 園は大丈夫だ。震度4だそうだ。

司会 保育園はこの地震での影響はないようだ。安心してほしい。では、再開する。

保護者 総括文について、議論したい。選定するに至らなかった原因や理由について議論したい。

保護者 本部長の考え方は、選定委員の人選に問題があった、選定委員が意図的であったから選定できなかったのではないかという推測を持っている。我々の認識としては、今回、光八の保育のレベルを基準としてボーダーラインを設定した。このボーダーラインが高かった。現在の光八の保育水準が高かったがために、それに該当する事業者、すでに他の自治体では実績があるが、光八の水準に届いていなかったから、今回、選に漏れたと考えている。そういう考えはないのか。

本部長 いわゆるレベル論の話は、確かにある。区立保育園は相当のレベルで保育を運営しているという思いはある。そのために、多大な経費を要していることもまた事実だ。現に保育園に在園している方の多大なニーズ、待機されている方、80%ほどの割合になる保育園に通っていない子どもの保護者の子育て支援ニーズ等の対応のためにも、必要なことはしなければならない。それで委託という提案をしている。

保育のレベルが高いから、他の自治体でやっても追いつかないという議論はあるかもしれないが、区としては、年度途中の委託であり、現光八のスタッフも年度いっぱいフォローすると話しているわけで、その中で対応できる業者は複数あると思っている。したがって、繰り返しになるが、どうして選んでもらえなかったのか、不思議だ。

保護者 議論したい。

保護者 意見が分かれたと言うが、意見が分かれたのは1業者だけだ。それでいいか。ほかの3事業者は意見が分かれたのではなくて、いろいろな事情によって不適格とされた。残ったのは、1事業者だけということでもいいか。

部長 総括文に書いてあるように、最終段階において1事業者の受託適格をめぐって意見が分かれたと書いてある。これは、そのとおりだ。それを受けて区としては、その選定の経過も踏まえて、これから4事業者を対象にして改めて選定を行うということになる。選定の最終段階における状況については、順番に選定事業者としてど

うなのか、個々の項目についてどうなのか、改めて出し合って、それぞれの評価項目について、ある選定委員はこの部分が落ちると、ある選定委員は違う部分が落ちるといような形で、それぞれの選定委員が評価をした。採点基準制度を持っている以上、それぞれの項目の中で、1人1人の選定委員が採点の基準に満たないということについては、必ず委員会全体に諮ってから最終結論を出すということであった。そういうことで出し合って、話をしていたということである。

保護者 今、部長は、私の理解でいいと言った。違うか。3事業者が不適格だったら1事業者に関しては選定委員の中で意見が分かれたということか。これを読むと、そうとしか読めない。これで読み取れ、と最初にそう言った。総括がすべてである。私はそう読み取ったが、どうなのか。正しいのか、違うのか、それだけ述べてほしい。

部長 冒頭に、この文書のとおりだと話した。選定の最終段階において、受託適格をめぐる1事業者について議論がなされて、評価の意見が分かれて、ずいぶん時間かけたが、最終的にはまとまりがつかなかったという事実である。

保護者 3事業者はどうか。

部長 3事業者についてはそれぞれの委員がそれぞれの評価項目について、このポイントはだめ、このポイントはいい、そういう話をして、最終的に5人の選定委員が全部だめと言ったところはなかったと記憶しているが、おおむね全体的に見れば、今の光八の評価水準からすると難しいという結論で、最終的にこの1事業者の受託適格をめぐる話になったということである。

保護者 やはり、今の説明を聞くと、3事業者はだめで、1事業者に関して、いいという人もいるし、いや、だめだという人もいた、ととれるが、それは違うのか。非常に簡単なことがわからないのに先に進めない。

部長 選定委員会として全体としてのまとまりは評価できなくて選定されなかった。その理由は、ここに書いてあるように、最終段階において1事業者の受託適格をめぐる選定委員の間で意見が分かれて、議論を尽くしても委託を可とする意見は多数を占めるに至らなかった、ということだ。

保護者 1事業者の受託適格をめぐる選定委員の間で意見が分かると書いてある。

部長 最初から、そのとおりだと話している。

保護者 3社はダメで、最後の1社に関しては意見が分かれたということか。

部長 選定委員会としては、光八の水準に関して3社については難しいという判断だったということである。

保護者 1社に関しては難しいという人もいれば、いや、適格だという人もいたということだ。ということは、残っているのは1社だけということだ。

部長 繰り返すが、選定委員会としてはそういう形でまとまっているから、これがすべてである。これ以上でも以下でもない。

保護者 今の話をもう1回確認したい。2つある、1つ目は、総括文で書かれている、選定の「最終段階」という表現である。非常にあいまいというか、誤解を生む表現なので、私としては削除してほしいが、前回の説明会でも、今回の話でも、最終段階というと、いわゆる一次選考、二次選考という前段があって、だんだん絞られてきて、最後に残ってきた1事業者という印象が非常に強いと思う。これは、A、B、

C、Dという4事業者があったとすれば、1つずつ、この事業者はいいか、次はいいかとやってきただけである。ということは、これは最終段階でも何でもなくて、単なる並行して、1社ずつを並べただけ、順番に選定の確認をしていっただけだ。最終段階という言い方は、誤解を招くので、問題かと思う。

もう1つ。部長が、3事業者は不適格であり、1事業者だけが分かれたということか、という質問に、3事業者すべてがだめということはなかったけれどもという発言があったと思う。それはいわゆる4人の選定委員のうち、すべてがだめだという人がいなかったということは、それぞれはそのAという事業者でもいいという方がいたと判断するが、そうすると、最後の1事業者が残ったというのは、それは、ほかの3事業者も意見が分かれているという判断になる。なぜその3事業者が不適格というのか、今回、それが問題にならなくて、最後の1事業者だけが意見が分かれたという判断になったのか。そこら辺の違いを教えてほしい。

部長 まず、最終段階だが、まさに最終段階である。そのときは1事業者の受託適格をめぐる意見が分かれた。その前段階では、4事業者についてさまざまな議論があった。3事業者が不適格ということは、それぞれの項目についてさまざまな意見があった、それはもう事実だから、さっきから話している。そういうさまざまな意見をトータルして、ではこの事業者を適格とするか適格としないか、これについては、当然のことだが、全体を見渡しながらか最終的な結論を出すという結果、最終段階において1事業者の受託適格をめぐる議論が分かれたということだから、3事業者について全くだめということで落としたということではないと理解している。

ただ、細かい部分で、評価項目の数があったから、それらについて、ある選定委員は、これは最低基準に達していないという意見があり、ある方は、それはそうではないだろうという意見もある。トータルとしては、やはり、光八の水準からすると難しいであろう、では、次に行くという形で行って、最終的な段階では1事業者の受託適格をめぐる議論があり、選ぶとしたらここだろう、しかし、どうかという議論になった。3社が箸にも棒にもかからない、1つだけ残ったその受託適格をどうするかではなくて、A、B、C、Dと、順番にやっていって、そして、最終的に最後のD社について意見が分かれたという結論になったというのが実際の流れかと理解をしている。

保護者 何が分かれたかということに関して具体的に議論していかないか。選定に至らなかったから区が責任を持って決めるとするのは、つながっていない。間違いなくつながっていない。それは、真の原因をつぶしてないからだ。真の原因をつぶすために協議会をする。区の責任だからと言うが、それは真の原因をつぶしているか。真の原因をつぶしたいと言っている。委託に反対しているのではない。どうせやるのなら最高のものにしたいという意気込みが、私たちにある。つぶそうと思ってやっているのではない。そこだけ、まず理解してほしい。真の原因をつぶしていかないかという話をしている。真の原因がどうも憶測で言われている。憶測で言うなら、他の団体か何かとつながっているような人とか、何かあったとか、そこについて、本当にそうなのか、議論したい。責任があるから9月に委託するというのは、真の原因をとらまえた対策になっていないと思う。

本部長 委託に反対でないということは感謝する。私ども、皆さんが冷静な判断のもとでこの協議会を立ち上げ、議論していると理解しているし、それによって選定委員会に有識者を推薦して、選定委員会で議論をしたと理解している。その結果、私どもとしては大変心外な結果になったと申している。先ほど、選定の最終段階においてという表現はおかしいということだが、この表現で5人の選定委員が合意している。

保育行政に責任を持つ区としては、スケジュールについては、9月準備委託、12月本格実施ということで進めていかなければならないと思っている。その対応を19日の説明会でも実施し、きょう、本協議会もそれに基づいて対応している。

今、真の原因をつぶそうということだ。もちろん私どもも、選定会議で、私が座長をして、4社について全部対応するが、この業者はこの問題、この業者はこの問題、それはどういうことかということを選定会議の中で議論をしていきたいと思っているし、現地調査部会を設けている。実際に運営しているところを現地調査部会が見て、それによって「ある事業者のその評価は」という議論があるわけで、そのところを、改めて別の目で見ると、それを含めて選定会議で論議をし、早急に方向を出していくというのが私どもの考え方である。

保護者 今のは、合意事項にある対応策の提案か。

本部長 細かいスケジュールについては、前回、説明会で部長から話している。案と受けとめて結構だが、これは区の考え方ということで話したということである。

保護者 わからないから、もう1回言ってほしい。区の考え方とは何か。

本部長 区の責任において選定していくというのが基本的な考え方である。

保護者 考え方はわかった。では、協議しよう。

司会 情報にばらつきがあって、区側は大きな問題として記者会見のことをつかんでいくようだが、保護者側は、朝日新聞に出ているので、それでいいということか。選定委員がこんなものを出したから信頼できないというのであれば、光八の保護者には周知する義務があるのではないか。

本部長 朝日新聞は、お三方の記者会見の記事は出していない。

保護者 情報が共有化できていないという単純な問題だ。一緒に協議をして、対応策について検討している。情報共有化をまずした上で話をしないと、お互いに、そんなことがあったの、こっちはこう思っている、ということになる。情報共有をしないと、きちんとした協議ができないと思うが、いかがか。

本部長 今、情報の共有化という話があったが、区としては、きょう、そういう意味も含めて総括文を出している。この中身についてはこの中身だということで、質問があれば答えている。それで理解してもらえると私どもは理解している。

保護者 これを読んでも、周辺情報までもらわないと、私たちとしては間違った判断をしてしまうおそれがあるので、情報がほしいというお願いをしている。

本部長 具体的にはどういうことを言っているのか。今出している情報で私どもなりの考え方をこの場で話している。

保護者 どうも焦点は、「議論が分かれた」というところにあるようだが、その分かれた内容を教えてほしい。いろいろあると思うが、その場によって、これはわからないから教えてほしいとか、あと、3つの事業者はどういう評価だったのか、詳細に説

明してもらわないと、間違っただ判断をする。この文書だけ見ると、「該当事業者なし」としか見えない。私たち、今、情報がないから、それはわかるだろう。

部長 どうして「該当事業者なし」としか見えないのか。

保護者 選定に至ってなっていないからだ。

部長 選定委員で意見が分かれて、委託事業者が決まらなかった。そうはっきり書いてある。評価が分かれたわけである。要するに委託を可とするところと、いや、だめではないかという方がいて、最終的に決まらなかった。多数決で決めるということにはならなかった。合意内容としては「選定に至らず」ということだ。

保護者 光八の保育の質を担保する事業者がいなかったので選定に至らなかったという話だ。

部長 それは、そう書いたわけではなかろうと思っている。光八の水準と比較して、十分事業者として適格だろうという意見もあれば、不適格だという方もいた。その中でどうしても意見の一致が、5人の選定委員でつかなかったから、こういう結論になったということである。

保護者 そういう読み方をするならば、残った1事業者に対して選ばなかった選定委員とは別の選定委員を作って、1事業者を選んでもらおうと読めてしまうが、違うか。そうではなかったら、どの事業者もそれぞれ問題があったということになる。

保護者 これは、そうとしか読めない。

部長 私たちは、ここに書いてあるのがすべてだと思っているので、ここに書いてあるように、素直に私も読んでいて、事業者について評価が分かれた、いいと言う方もいれば、だめだと言う方もいた。したがって、評価がまとまらなかった、したがって、改めて区として判断していく、自然の流れだ。

保護者 選定委員は、6月26日までの状態でもう1回やってほしい。メンバーを変える必要性がよくわからない。なぜメンバーを変えるのか。必要性がよくわからない。

本部長 お三方について区長の委嘱をして、議論の結果、意見が分かれて、選定に至らなかったというのが結論だ。選ばれなかった以上、区側の責任で、やらざるを得ないと話している。もう1回やってくれといわれているが、その考えはない。

保護者 選定委員会として選ばれなかった以上、区としての責任でやらなければいけない。そこが合意事項と矛盾している。

司会 事務的なことである。保育の時間が6時までだ。5時半をめぐりに区切るということとでよいか。

本部長 ご理解いただければ結構だ。

司会 ご理解いただければというのはどういう意味か。

本部長 私どもはきょう、区の考え方を話すということで来た。もちろんお子様の関係では時間があるのは理解している。区側の責任としてやらざるを得ないということで前回の説明会でも話したスケジュールで進めさせてもらうという強い決意をもって、きょうは来ている。もちろん協議はするということである。

保護者 原因をつぶした合意事項に基づいた動きではなく、別の観点からの動きである。区の責任が別途に生じている。それは承知している。だから、それから動かなければいけないというのが、区側からすれば正当な理由だと言っているわけだ。

本部長 保育行政に責任を持つのは区であるので、区がなさなければならないことは当然やっつけていかなければならない、その責務を我々は負っているということである。

保護者 では何のために、協議をしているのか。光八の保育の質を担保しつつ、民間に委託していききたいという思いなわけだ。そこについてはやっつけていけるという、説明会で出たスケジュールで大丈夫というロジックを説明してほしい。

本部長 選定委員会で選定できなかった以上、区の責任でやらざるを得ないという考え方は話してある。もちろん皆様との合意事項があり、協議はしていく。ただ、区の責任を全うするためには、9月準備委託実施、12月本格実施というスケジュールで対応させていただきたい、いただかざるを得ないと思っているところである。

保護者 何が言いたいのか、あなたは。委託したいのか。

本部長 そうだ。

保護者 練馬の子どもの保育の質を守るといえるものがあるはずだ。委託が最終目的か。

本部長 練馬区の保育は一定のレベルであるということは十分承知している。これを総体として維持しつつ、委託を着実に進めていきたいと考えている。

保護者 ではそれについて協議しよう。できるかどうか。できているかどうか。

本部長 結構だ。

保護者 例えば、19日はもう過ぎているが、当面のスケジュールどおりに、今、動いているのか。区の責任で動いているはずである。

本部長 進めている。

保護者 説明会のスケジュールか。

本部長 説明会のスケジュールに、基本的にのっとなって進めている。

保護者 動いている。

本部長 はい。

保護者 動いているって。当面のスケジュールである。きょう、やっているの。選定委員会の要綱を見せてほしい。要綱なしでやっているとは思えない。

本部長 選定会議である。

保護者 その会議の要綱を見せてほしい。

保護者 ただ頭数を集めてしているのではないだろう。前回との関係性はどうなるのか。

本部長 選定会議そのものは、本部長、関係部長3名の4名で構成する。要綱という形の対応を今はとっていないが、内部決定に基づいて行っている。その対応については、今週、その準備に入っているということである。

保護者 保護者35人に説明して、同意が得られたかどうかはわからないが、当面のスケジュールどおり動いているということは認めているわけだ。

本部長 区の保育行政に対する責任を全うする立場からは、このスケジュールで対応するということだ。

保護者 合意事項との関連性を説明してほしい。

本部長 協議をさせてもらっているという認識である。対応策を出して、協議をしているが、合意をしなければ先に進めないと考えていないし、そういう合意事項でもないと理解している。

保護者 合意をしなくてもいいのだ。

保護者 合意事項に何て書いてあるか、もう1回その読み合わせしないか。それをする
ことが必要である。区側はこれを遵守するという協議会である。憶測で随分ものを言
う本部長としては、随分平気で破ると思う。

本部長 破るという認識はない。

保護者 本部長のサインではないからか。本部長と議論させてもらっているのか。

保護者 不安だ。理解していないようだ。基本的とはそういうことなのか。

保護者 部長の発言（録音したもの）を今流せるか。

本部長 合意事項というのは、この表現以上でも以下でもない。違うか。

保護者 保護者と協議会を重ねて合意してきた事項を履行していると思うか。

保護者 守らなくていいと言った。

本部長 私の理解がおかしいのか。ここに書いてあるのは、適切な事業者を選定できな
かった場合、区は以下の措置をとる。（1）適切な事業者を選定できなかった理由、
経緯等を選定委員会として明らかにし、区はそれを公表する。これが総括文だ。

（2）光八民間委託化対策協議会において、上記（1）について報告するとともに
対応策を提案し、スケジュールを含め協議をする。協議している。（3）受託事業
者が決定し、委託が開始されるまでの間は、区直営による運営を行う。

保護者 （2）の持っている意味だ。字面でそれはやっていないというのは、本部長の本
当の話か。字面で書いていないから何をやってもいいというのか。

本部長 何をやってもいいなんて言っていない。

保護者 何かをやっている。19日からやっているのだろう。

本部長 選定委員会で選定しなかった場合には、区の責任において当然対応して、それを
やっているわけだ。

保護者 書いてない。どこに書いてあるのか。書いていないことはやってはだめだ。

本部長 この合意事項というのは、選定し得なかった場合の対応ということで書いている。

保護者 今回、これは該当しないと書いているのか。

本部長 そうだ。基本的な選定委員会は選定するための委員会だが、当然選定するものと
考えていた。万が一の対応は当然ある。一方において、区の保育行政に対する責任
があるわけなので、区としては不退転の立場で対応するということである。

保護者 不退転というのがよくわからない。

本部長 退転しないということだ。

保護者 今までも、退転している、4月実施と書いて、9月実施に退転している。

本部長 4月実施を9月に延ばしたことは、一度公にした計画を変えるのは、まさに断腸
の思いである。したがって、9月については不退転だ。

保護者 9月ではない。次の12月だ。

本部長 9月は準備委託ということだ。

保護者 12月委託である。

本部長 12月本格委託という考え方だ。

保護者 本格委託とは、今まで聞いたことない。9月委託に対する言葉か。

本部長 9月委託に対する言葉として、理解いただいて結構だ。

保護者 区長が所信表明したのが9月実施だ。

本部長 それができなかった。ゆえに9月は準備委託しなくてはいけないと考えている。

保護者 今回、この合意事項の1項には該当していないという判断のもとに、19日からの選定会議をしているという認識か。

本部長 区の責任は当然果たさなければならないということで、スケジュールを進めているということだ。

保護者 なるほど。では、それはこれから議論して決めていこうということか。

本部長 区としての責任においてスケジュールを進めているということを話している。

保護者 その内容に区民が怒っている。同意ないままに勝手なスケジュールを言って、部長が合意事項を決めるときに、スケジュールが先にあってそんなことをするための合意事項ではない、と言っていた。音声もある。信義則違反だ。音声があるから聞いてほしい。(音量が不十分)出ないので代弁すると、この合意事項をやるときに、どうして合意に「スケジュールを含めて」というのをわざわざ入れたのかというと、これまで、例えば1年前の8月に、いきなり4月実施というのが出てきた。いろいろ議論すると、どうも日程的に成り立っていないとなってきた。今度は9月実施になる。どうして区長がそう表明したか。もう2回やられている。だから、ここにスケジュールを含めて、私たちと議論をして決めようという意味の合意事項である。字面で書いていないのはわかる。それを言ったら、信頼関係はなくなる。

本部長 信頼関係を大事にしたいがゆえに、協議をしてきた。皆様推薦の3名も受け入れた。真摯に議論してもらえるものと思っていた。結果としては、総括文にある結果になってしまった。なおかつ記者会見等で、非常に信頼を裏切られた思いでいっぱいである。そういう状況であれば、区としての責任において当然しなければならない問題であるという強い思いを持っている。したがって、説明会でも当面のスケジュールということで話した。それを当然対応するというわけだ。

合意事項には確かに書いていない。皆様とすれば、選ばれなかった場合の対応として、合意事項ということで詳細にされたと思うが、先ほどの話のように、皆様は委託反対ではない、実施するのであればいい事業者にという話もあった。私どもとしては、応募いただいた中にそのレベルに達しているところがあるという認識だ。今でもそういう認識である。

保護者 なぜそういうレベルと考えられるのか。

本部長 他の自治体でそれなりの実績があるし、それ以降の対応も含めて、民間事業者の中では相当のレベルの方が複数応募していると思っている。

保護者 あると思っていたのが、どうして選定に至らなかったのか。

本部長 先ほど来、申ししているとおりだ。

保護者 私、練馬区にすごくありがたいと思っている。なぜって、練馬区の保育の質が高いわけだ。私が判断するところ、すばらしいと思っている。レベルが高いがゆえにこういうことになったと、認識している。それはどうか。

本部長 レベルが高いか、他の自治体のレベルが低いかどうか、私はわからないが、それなりに現行区立保育園を維持するために、他の自治体のレベル以上の経費をかけているということは事実だと思う。保育行政を推進する立場からすれば、一方においては評価されるということはいずれの面もあるが、他方において、例えば新しい園

をなかなかつくれないうか、待機児童対策がなかなか進まないとか、そういう問題を抱えていることも事実だ。子育て支援ニーズは、今、皆様のように、全部で約6,000人の保育の対応をするためだけではなくて、広範囲の行政ニーズに対応する役目が私どもにあるわけだ。したがって、委託によってレベルは総体としては維持をすると話して、経費の効率的な対応ということで委託化は絶対避けて通れないということで、今回の対応に至っているということである。

レベルが高いという評価は大変ありがたい、総体としては維持していきたいと思っている。しかし、お預かりしているお子さんにとっては結構な話だが、そうではない子どもたちの対応が十分なし得ていない状況がある、それをしていかななくてはならないという区の保育行政の推進の立場があるということである。

また、私の立場は保育行政の推進だけではないので、福祉行政の推進、健康行政の推進という立場も当然あるので、その中で事業の見直し、優先順位をつけて事業の充実といったことを取り組んでいかなければならない立場である。

保護者 今まで聞いたことのない言葉が出てきたので確認したいが、「総体としての保育の質を維持する」は、初めて聞いた。現在行われている保育の質を維持するとは聞いていた。区側の考え方が変わっていないか。量をふやして、総体的に質を同じにするというのは違う。今行われている質を守ってこそ、子どもたちが安心して暮らせるのではないか。

本部長 保育レベルの維持は、やっていかなければならない。そのレベル維持というのは、総体としてレベルを維持するという言葉を使ったが、これが正しいかと思っている。光八の保育の質を維持する場合に、例えば年度間の人事異動も全部やらないで、同じメンバーでずっとやっていくということであれば確かに保育のレベルは維持するであろう。当然のことながら、人事異動等もあるし、いろいろな意味でのレベルの出っ張り、引っ込みというのはあるわけだ。だから、レベルを維持するというのは、あくまで総体として維持するというのが基本的な考え方だと私は思っている。

保護者 先ほどから選定委員を巡って色々あったが、正直、今後、19日の説明会で出されたスケジュールについて協議していく上で、残された4事業者から選びたい、再度選定するということで、本当にその4社で大丈夫かどうか、私たち自身、全く判断がつかない。わからない。今までの説明でも、紙1枚でも、正直、わからない。判断できない。だから、4社の中で選ぶことについて、今の段階では容認できない。ここでお願いしたいのは、次回の協議会で選定委員をぜひ5名、この場に招聘してもらいたい。その場で、選定に関わった者の意見として、5月からずっとやってきたことなので、明らかにできるものは明らかにしていただきたいし、そういったことも含めて我々は総合的な判断をしたいと思うので、ぜひ次回の協議会では、5名全員、この場に呼んでいただきたい。

本部長 今の提案であるが、選定委員会の委員の委嘱期間は既に過ぎている。先ほど基本的にはお三方に関して遺憾な思いがあることは話した。区としては、河口部長を含めて5人の前選定委員をこの場に呼ぶ考えはない。

保護者 選定委員ではない。有識者だ。

本部長 同じだ。

保護者 どうしてか。

本部長 呼ぶ意思はない。先ほど話したとおりである。3人の方には信頼を裏切られた思いなので、そのような考えはない。区の保育行政を進めるという立場で進める。

保護者 顔を合わせて話したことはあるか。

本部長 私はない。

保護者 まずいだらう。

本部長 どうしてまずいのか。

保護者 選定委員に問題があるというのは、どこからの情報でそう思っているのか。

本部長 先ほど話した。繰り返しになるから、言わない。

保護者 選定委員がそう本当に言っているのか。面倒くさいのか。時間がもったいないのか。だからそう言っているのか。

本部長 お三方のこの間の対応について、区側としては大変心外な思いであるので、そのような考えはない。

保護者 心外だから、会って、一堂に会して話をしないといけない。選定委員会の経緯の総括文が1枚あるが、本部長には明らかにしなくてはならない行政上の責任がある。それをやらないと言うなら、あなたは変な嫌疑がかけられる。

本部長 変な嫌疑とは何か。

保護者 ここへ出てきて、一緒に議論したら、ぐあいの悪いことでもあるのか。そうしか思えない。

本部長 先ほどの話の繰り返しになるが、あえて話す。信頼関係が崩れていると認識している。したがって、有識者であろうと、旧選定委員であろうと、私どもとしては話すつもりはない。それよりも、区として光八の委託を引き受けるにたる事業者を早急に選定することが私どもの役割だと思っている。

保護者 それには旧選定委員の意見が当然要る。区の責任で、それでやってきたからだ。その原因を、信義みたいな話ではなくて、事実は事実としてとらえなくてはならない。私たちにも提供する義務がある。

保護者 選定の途中経過は問題ないと言ったのに、なぜ保護者へ伝えないのか。

保護者 途中経過だ。その後のことなんか聞いていない。

保護者 今の話では、委託にたるかどうか分からない。

本部長 選定のプロセスについては非公開、結果としてこういう結果になった。皆さんの約束では、情報公開条例のルールにのっとることは、先ほど部長が話した。。あくまでも、その状況は選定をするという前提での対応だと認識しているので、選定し得ないということになった対応のなかで、私どもは情報公開の所管のセクションではないので、何とも話すことはできない。そして、この総括文の表現の中にすべて込められていると話している。それを踏まえて、内部の選定会議で区の責任として進めるという考え方である。

保護者 有識者として招聘してほしい。どうか。

本部長 その考え方はない。理由は先ほど話したとおりだ。

保護者 今は選定委員ではない。

本部長 先ほど話したとおりだ。信頼関係が崩れていると私どもは認識している。

保護者 勝手に判断している。向こうはどう言っているか。連絡したか。

保護者 勝手に信頼関係が崩れていると判断しているだけである。

保護者 相手と会って、初めて信頼関係が生まれるのだから、本部長は、自分で信頼関係が崩れていると判断して、会ったこともないのに、それはおかしい。

本部長 意見は意見として聞くが、記者会見の対応等も含めて、まさに裏切られた思いでいっぱいである。したがって、先ほどある特定の政党という事実を話した。有識者として皆様から推薦されたが、区としては、そういうお三方を呼ぶ考えはない。選定委員会での、ここが足りない、あそこが不足という議論を踏まて、区の責任において選定会議で改めて4社の中から事業者を選定していくという考え方である。

保護者 これから練馬区が委託を進めていくわけで、ぜひいい関係を保ってほしい。すばらしい有識者と思っているので、そのためにも、どうして記者会見をしたのか。そこから議論しないか。お互いに落ち度が全くなかったか。

本部長 私どもは落ち度がないと思う。

保護者 そこから話をしたい。それが議論の根本だからだ。

本部長 何が根本か。

保護者 この協議をするときに、情報を共有化したい、そこが根本だ。

本部長 先ほどから話している。

保護者 なぜそんな記者会見をやらざるを得ないことになったのか、という状況もあるかもしれない。向こうの立場に立たなくては信頼関係なんか生まれえない。どうして11日に、記者会見をやるうということになったのか。

本部長 わからない。

保護者 わからないのなら、わかるようにしないとイケない。

本部長 私どもは記者会見することは大変遺憾だ、私どもにも一言もなかったもので、そういう一方的な対応はいかがかということで、抗議した。しかし、記者会見は強行されたということである。

保護者 前向きにとらえてほしい。協議会は有識者を呼べることになっているので、ぜひ今後のためにも、有識者、旧選定委員かもしれないが、前向きにやってほしい。

本部長 答は先ほどしたとおりだ。

司会 今、分かれている部分は、今回の資料として、区側がこの資料で十分だと言い、保護者側が不足だと言っている、その食い違いがあって、そこが埋まらないことによって話が終着点を迎えられずにいるが、補足するものとして、例えば、記者会見した人にコメントはもらったのか。その辺の情報がばらばらだ。

本部長 配られたと聞いている。

司会 もしそこに光八の保護者がいても、一部だ。全部の保護者は、受け取って、こういうことを言ったから怒っているということを知る権利はあるのではないか。

本部長 コメントをお三方から、皆さんがおとりなれば、それはそれで結構だ。

保護者 公式の場で、きちんと公式の形で残るようにしようと言っている。今、記者会見の文書ももらって、私たちがこういうことだがどうかと言っても、信用しないだろう。公の場できちんと記録に残る形で議論しないかと言っている。

本部長 かなり大々的な記者会見だったようで、満員立ち見の状況だと聞いている。それ

で、配られた資料であるから、皆さんはそれを当然お持ちだろう。

保護者 何が配られたか把握してほしい。

本部長 区としては、お三方に対して、今後、総括文でしていくと話していて、そこはそれとしてまとまっているので、これがすべてだと理解している。

保護者 その周辺情報の共有化のために有識者を出してほしい。

本部長 私どもは信頼関係が崩れているので、お三方を有識者という立場で招聘する考えはない。

保護者 ずっと崩れたままでいいという考えか。今後の練馬区の保育行政にとって。

本部長 この場は光八の協議会であるので、今後の話をする場ではないと理解している。

保護者 光八の協議会の中で、私たちは保育のプロではない。本部長もそうだ。だから、そこがわかっている有識者を呼べるようになっている。有識者がどうこうという理由はどこにも書いていない。どういう有識者だったら集めてはいけなないと、どこに書いてあるか。字面で申しわけないが。

本部長 何回も言っているが、この会は光八の民間委託化の対策協議会である。お三方がこの保育についての専門家だ。お一方は弁護士だから違うが、いずれにしても専門家だ。その方々と、将来的に私どもも着実に民間委託化を推進していきたいと思っているので、今後のプロセスの中で一切関係を持たないということを明言しているわけではない。しかし、光八の協議会において、有識者として招聘するという提案だが、この間の経過から、それは受けられない。

保護者 信頼関係が崩れているからか。

本部長 そうだ。

保護者 何か子どもみたいな話だ。けんかしているから呼べないということだ。

本部長 そういう表現ではなくて、我々としては裏切られた思いだ、と言っている。

保護者 記者会見、区もやった。

本部長 向こうが記者会見を一方的に開いたので、当然のことながらマスコミからの取材等があるので、区としては広く集まってもらい話すべきということで、次の日に早急に区側の記者会見を設定した。

保護者 なんでそんなことをしたのか。

本部長 さっき話したとおりだ。

保護者 では、けんか両成敗だ。簡単に言うと。

本部長 けんか両成敗とか、そういう問題ではない。

保護者 どういう問題か、わからない。

本部長 約束を違反するという形で裏切られた。総括文がまとまって、コメントを補足でつけるという形で合意していたにもかかわらず、総括文がまとまらない段階で一方的に記者会見を行い、自分たちのコメントを広くマスコミを集めて大々的な記者会見をしたということである。

保護者 そういう有識者は招聘できないか。協議会要綱のどこに書いてあるか。それは、合意事項違反である。

本部長 どうして合意事項違反か。

保護者 違反だ。

本部長 どこに書いてあるか。

保護者 そういう有識者は呼べないとどこに書いてあるのか。協議会要綱を理解して来ているか。有識者を呼べることになっている。

本部長 呼べるが、合意と書いている。

保護者 どこに書いてあるか。協議だろう。

本部長 協議の上、決定するという事は同意するという事だろう。

保護者 協議しよう。

本部長 いや、私どもは答えた。その考え方はない。

保護者 協議は、お互いの考え方を言い放しすることではない。そのことは、私たちも不
退転の決意だ。そういう場合は協議会ではない。言い放しは、説明会だ。

司会 情報という問題で争われるのはわからないでもないが、私たち全員の意見ではな
いが、一部の人間としてみれば、あの記者会見はこちらとしても遺憾だった。区は
遺憾を言えるからそれでいいが、選定委員と区の信頼関係云々に関連するものがあ
ったからということで、保護者側に示されるべき情報が隠蔽されてしまうのか、こ
の協議会側としては不思議なわけだ。

本部長 同じ答になるが、信頼関係が崩れたという話はしてきた。特定の政治会派から国
政選挙に立候補される方がいた、ということで話した。

(散発的な会話を一部省略する。)

本部長 有識者は、皆様との信頼関係に基づいて受けたということは事実だ。

保護者 それで承認したのだから、選んだ責任は区にある。

本部長 区の責任を回避しているとは言っていない。

保護者 今までの言い方だとどうしても保護者が推薦した人に問題があったと言っている。

本部長 先ほどの答弁の中で「区に不明がある」と言っている。それについては責任を回
避するものではない。

保護者 その方以外だったらいいわけか。

本部長 今回、お三方で対応された。先ほどはそのお三方と言われたではないか。私ども
はその考え方はない。

保護者 理由がわからない。憶測の理由だ。事実に基づいた理由ではない。

本部長 事実だ。国政選挙に立候補されたのは事実だ。

保護者 そこからを聞きたい。

本部長 先ほど話した。その特定の政党が民間委託は大反対だ。

保護者 その方はそういう意思を持って選定委員会に臨まれたのか。

本部長 わからないが、第三者から見ると、どうしてそのような方が、公明公正な立場の
民間有識者なのか、ほとんどの方が思われると思う。

保護者 どうして区は承認したのか。

本部長 皆様の推薦をもらったということである。

保護者 調べたのだろう。責任転嫁してはいけない。

本部長 私どもの責任を回避しているわけではない。

保護者 だとしたら、仲直りしたらどうか。

本部長 その考えはない。重ねて申し上げる。

保護者 理由は別にあるのか。

本部長 話した。

保護者 保護者の立場にすると、他の区とかで実績があるとか、そんなことよりも、何しろ今の光八のレベル未満はあり得ない。そのレベル未満はあり得ないと。未満であると1人でも疑問に思っている点があるとしたら聞きたいと思うのが普通ではないか。

本部長 レベルの話は、先ほど話した。総体としてレベルを維持するのは区の責任であると考えている。それから、お三方との関係については、先ほど来、議論の中で明確に私どもの考え方は話しており、有識者として受けるつもりはない。

保護者 どうしてか。

本部長 そういう裏切られた関係だからだ。

保護者 憶測、推測。

本部長 憶測ではない、事実だ。

保護者 何で裏切られたか。よくわからない。事実を言っているのか。わからない。

本部長 そもそも選んでもらうために入ってもらった。

保護者 選定委員会の要綱のどこに書いてあるか。

本部長 対策協議会ということで、皆様も先ほど、委託には反対ではないと言った。だから、いい事業者に入ってもらいたいという話があった。私どもはそのつもりで、大変厳しいスケジュールではあったが、理解した事業者が応募したと思っている。業者については、それなりに実績がある、十分光八の委託をやっていけるだけの評価はあると思っていた。お三方に入っていたいただいたところ、最初の会長は、そもそも5つの事業者しか応募できないような公募の仕方はおかしい。つまり、選定委員会の枠を超えた形での議論をされた。区側としてそれは受けられない。そうしたら、その方はおやめになったという経過がある。

そこで、皆様が推薦され、私どもがそれを受けた有識者3名について、疑念をもったのは確かである。ただ、皆様との信頼関係と、厳しいスケジュールの中で、3回、4回という形で対応して、当然選んでいただける議論は中で展開されるものと思っていたが、大変私どもとしては残念な結果になった。

保護者 それは思いだ。

本部長 事実として話している。それで、その事実の総括がきょう配った総括文だ。この表現の以上でも以下でもないということである。

保護者 選定してもらえと思ったのは事実ではない。選定委員は当然、応募してきた事業者が適格であればその中から選ぶが、その応募してきた事業者、どれも適格ではなかったら選ばない。

保護者 応募した事業者の中から選ぶというのはどこにも書かれていない。

本部長 私どもが、選定委員会であるのでわざわざ区長が委嘱するわけだ。諸条件の中で、選んでもらえる業者を、光八の保育レベルを維持し、なおかつ委託実施可能と認められるということの中で、当然選んでもらえる事業者が応募したと思っていたので、皆様も恐らくそういう思いだったのではないかと思う。

保護者 光八の保護者としては、選定委員会が選ばなかった場合に、応募事業者が適格で

なかった、どれも、レベルに達していなかったと思う。それが普通だ。

本部長 私どもは、皆様から推薦された3名を、5分の3として異例にも受け入れた。

保護者 受け入れたのだろう。異例はいい。

本部長 極めて異例だ。

保護者 どうして異例なのか。

本部長 皆様が推薦された方が3名入っている。私どもの方の委員は、部長、保育園長の経験者だ。

保護者 異例を理由にはいけない。

保護者 例えばその3名を区が推薦した有識者だったら異例ではないのか。どうか。有識者は、第三者として公平・公正な立場で、専門知識を持っているから選ばれる。それを区が推薦しようが、保護者が推薦しようが、問題ないように思う。本部長の話だと、保護者が推薦した有識者が3名、5分の3で、これが異例なわけだ。区が推薦した有識者だったら、5分の5になる。そういうことか。

本部長 仮定の話だ。事実として私どもは推薦しなかった。皆様が3名を推薦した。

保護者 そうしたら関係ないだろう。その有識者はあくまでも公正な立場で、異例ではないではないか。

本部長 いや、異例である。

保護者 どうして異例なのか、説明しろ。

本部長 5名のうち3名を入れた。

保護者 5名のうち3名というのは、どういう意味の3か。

本部長 5名のうち3名は過半数だ。

保護者 3が何で異例なのか。

保護者 中立な方ではないと言っているのか。あの人たちは、結果として、中立ではなかったというわけか。

本部長 全員と言っているわけではないが、結果として、特定の政党会派から国政レベルの選挙に立候補された方が入っていた。

保護者 過去だけ。

本部長 過去だ。もちろんそうだ。

保護者 それがなければいいわけだ。

本部長 外の視点から見ると、何でそのような明確な意思を持っている特定政党の方が選定委員なのか。区側の責任を回避しているわけではない。そういったことを含めて信頼関係がないと話したわけだ。

司会 こういう場で、特定政党云々という話をするのがいいのかどうか分からないが、問題になっているのは、その特定政党の推薦を受けて選挙に出た方だけは問題というなら、とりあえず、事情を聞きたいので、それ以外の2人の有識者と、保育園長の経験者にも話を聞きたい。招聘していただきたい。

本部長 私ども、そのつもりはない。

保護者 その線で終わっては、誠意を持って対応していると言えるか。

保護者 全然、子どものこと、考えていない。

本部長 私どもは、全体の子どものことを考えている。光八の子どものことも、他の保育

園の子どもも、待機している子どものことも区は考えている。

保護者 考えていない。

保護者 すべて完璧にしてからやるべきだ。

本部長 区としては、保育行政に責任を持つ立場から。

保護者 責任を持ってやれ。

本部長 責任を持ってやっている。

保護者 ここは説明会ではない。

保護者 協議する場だ。

本部長 協議会だから、説明会で話していなかったことを話している。

保護者 そんなことを言っているのではない。協議会は、話して、お互い、意見を聞いて、1つの方向に持っていくものだ。あなたたち、一切受け付けないと言っている。

本部長 選定委員会で選定し得ない状況を踏まえて、区側として判断せざるを得ないということを説明会で話した。協議会で一番に話したかったが、説明会という形をとらざるを得なかったということで、きょう、協議会で対応策を協議したということである。

保護者 全然違うではないか。19日から動くという話はおかしいだろう。

司会 保育の時間が切れているので、もうこれ以上は話ができない。きょうは時間がないからこれで終わりたいが、ただ、どこにも着地していないという印象を拭えないのだが、この辺、どうするかということをおと保護者側に相談したい。

本部長 私どもは引き続き協議したい。

司会 保護者側はどういう受け取り方で行けばいいか。

保護者 引き続きの議論を求めろ。

司会 総括文の説明責任がまだ果たされていないということで、いいか。

本部長 協議会の場で話すことは結構だが、区としての責任において示したスケジュールについては進めさせていただく。進めさせていただきたいと話した。

保護者 「たい」だ。

本部長 進めさせていただきたい、強い意思で進めさせていただきたい。

保護者 「たい」か。

本部長 進めさせていただきたいという、強い意思で、19日以降、対応しているということをお話した。

保護者 そんなふうには言わなくてはいけないこと自体、信頼をなくす。

司会 時間がないので、これで終了する。